

予備電源募集に係る基本要件
(2025年度・2026年度制度適用開始向け)

2024年5月16日
電力広域的運営推進機関

目次

1. はじめに.....	1
2. 予備電源を募集する供給区域.....	2
3. 予備電源の対象となる予備電源維持運用業務の内容.....	2
(1) 短期立ち上げ電源.....	2
(2) 長期立ち上げ電源.....	2
4. 予備電源の対象となる電源.....	3
(1) 応札条件.....	3
(2) 容量.....	3
(3) 電源種.....	3
5. 休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき量と期間.....	3
(1) 予備電源の募集量.....	3
(2) 予備電源の応札容量.....	4
(3) 予備電源制度の制度適用期間.....	4
6. 予備電源の公募方式.....	4
7. 予備電源維持運用者となる条件.....	5
8. 予備電源の補填金の交付条件.....	5
(1) 予備電源の補填金の対象費用.....	5
(2) 予備電源の補填金の支払い単位.....	5
(3) 支払額・スケジュール.....	5
9. 募集スケジュール.....	5
10. その他.....	5
(1) 努力事項.....	5

1. はじめに

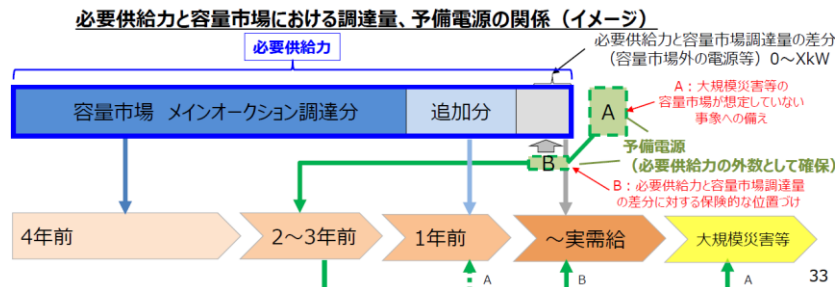
予備電源は、緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働（立ち上げ）が可能な休止電源を維持する枠組みである。

2022年3月に生じた東京エリアの電力需給ひっ迫を受け、想定が困難な需要への対応、大規模な電源脱落、想定外の市場退出など、容量市場において想定されていない事象が発生し、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的として、制度検討作業部会及び電力・ガス基本政策小委員会において議論が行われてきた。

大規模災害等、容量市場が想定していないような事象は、その発生を予測することが非常に難しい、言わば「外れ値」ともいえるような事象と言える。こうした容量市場からの「外れ値」とも言えるようなリスクに対して、電源を供給力として常に稼働可能な状況に維持しておくことは、社会コストを上昇させることに繋がり兼ねないと考えられるため、原則容量市場において確保される供給力の外数として、休止電源として予備電源を手当てすることが必要とされた。したがって、予備電源それ自体は供給力とならないが、供給力が不足した際に開催されるオークション・公募等で落札し、稼働に至ることで供給力の内数となる、いわば「準供給力」との位置付けと整理されている。

また、国では今後の必要供給力と容量市場の関係についての議論も行われ、2022年3月の東京エリアにおける電力需給ひっ迫を受けて、供給信頼度評価に織り込む厳気象対応等について見直しが進められ、容量市場において安定供給に必要な供給力が一定程度増加する見込みとなった。他方、増加する必要供給力を全て容量市場で調達することになると、実需給断面での供給力が過大となり、結果的に必要以上に社会コストを増加させるおそれがあるため、容量市場外の供給力について、その蓋然性が一定程度見込まれるのであれば、その傾向や程度を考慮した上で、容量市場の調達量から差分の一定量を差し引くこととされた。

このように、容量市場外の供給力を一定量容量市場の調達量から控除する場合、当該供給力については、容量市場のリクワイアメントのように制度的な裏付けがないため、供給力とならないリスクも相対的に高くなり、こうした必要供給力を満たすことができなくなるリスクも考えられる。このため、予備電源は、大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え（下図のA）という基本的な役割に加えて、容量市場の調達量を必要供給力から一定量差し引いた分に対する保険的な位置付けとして、実需給近傍の供給力を補完する役割（下図のB）も担うものでもある。



(出典) 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第十三次中間とりまとめ
(令和5年8月 制度検討作業部会)

2. 予備電源を募集する供給区域

予備電源は北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州の9エリア（離島を除く）に設置されている発電設備を対象とする。

また、上記9エリアを50Hz系統の東エリア（北海道、東北、東京）と60Hz系統の西エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分けることとする。

3. 予備電源の対象となる予備電源維持運用業務の内容

休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に関する業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）の業務は、大規模災害等による電源の脱落等が発生し追加の供給力確保を行う必要に備え、一定期間内に稼働させることができる状態で電源の休止状態を維持することである。

予備電源は、立ち上げ期間に応じて、(1)短期立ち上げ電源と(2)長期立ち上げ電源に分けられる。それぞれにおいて、応札を求める立ち上げプロセスは以下のとおりである。

(1) 短期立ち上げ電源

- ・ 応札を求める立ち上げプロセスは、落札から実需給まで3か月程度での立ち上げを想定する公募等（追加供給力公募（kW公募）等）とする。
- ・ 必要な修繕等を立ち上げ決定後から開始しても間に合わない場合、事前修繕等を認める。

(2) 長期立ち上げ電源

- ・ 応札を求める立ち上げプロセスは、容量市場の追加オークション¹とする。
- ・ 必要な修繕等を立ち上げ決定後に実施することを基本とする。

予備電源制度に応札を希望する事業者は、応札時に(1)短期立ち上げ電源と(2)長期立ち上げ電源のどちらの予備電源維持運用業務を実施するかを選択する。

また、予備電源維持運用者は、予備電源の休止状態の維持を適切に実施するとともに、その実施状況（メンテナンスの結果や点検結果等）を定期的に本機関に報告する必要がある。なお、想定外の設備不具合等により立ち上げプロセスへの応札ができないような場合には、定期的な報告によらず、速やかに本機関に報告する。

¹ 追加オークション前の供給力確保量と、追加オークションでの目標調達量の差分が、H3需要の2%分を上回っている場合の追加オークションに限る。

4. 予備電源の対象となる電源

(1) 応札条件

2025年度制度適用開始向け及び2026年度制度適用開始向けの予備電源の応札条件は、それぞれ以下のとおりとする。

(i) 2025年度制度適用開始向け予備電源

2025年度・2026年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤をとともに満たす発電設備とする。

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源
- ④ 2025年度向け容量市場の追加オークションに不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源
- ⑤ 長期立ち上げ電源として応札する場合にあっては、2027年度向け容量市場のメインオークションに落札していないこと

(ii) 2026年度制度適用開始向け予備電源

2026年度・2027年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源

(2) 容量

立ち上げプロセスに10万kW以上で応札可能な電源（最低入札容量を10万kW）とする。

(3) 電源種

容量市場において安定電源に区分される火力発電設備とする。

5. 休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき量と期間

(1) 予備電源の募集量

予備電源は、50Hz系統に接続している発電設備（東エリア）と60Hz系統に接続している発電設備（西エリア）に分けて募集を行う。2025年度向け及び2026年度向けの募集における予備電源の募集量は、あわせて以下のとおりとし、募集量をまたぐ電源までを落札する。なお、以下の各エリアにおける募集量において、短期立ち上げ電源と長期立ち上げ電源は区別しない。

予備電源の募集量（エリア別）

エリア	募集量
50Hz系統（東エリア）	100万kW
60Hz系統（西エリア）	100万kW

(2) 予備電源の応札容量

予備電源の対象となる単位はユニット単位とし、予備電源の応札容量は容量市場に応札した際の応札容量や供給計画に計上した供給力を参照して設定する。

(3) 予備電源制度の制度適用期間

予備電源維持運用者は、予備電源制度の制度適用期間にわたって、予備電源である発電設備について、立ち上げプロセスに応札可能な状態で、休止状態を維持するものとする。このため、応札者は当該発電設備の応札に当たって、制度適用期間を以下のとおり設定すること。

- ・ 制度適用期間の始期は、2025年4月から2027年3月までの期間内であり、月初から開始するものとして設定すること。なお、立ち上げプロセスに応札可能となる時点が制度適用期間の始期となる。
- ・ 制度適用期間は12か月以上、36か月以下の月単位で設定すること。
- ・ 制度適用期間の終期は月最終日とすること。ただし、短期立ち上げ電源の場合、2027年度向け容量市場メインオークションにおいて落札した電源については、制度適用期間の終期を2026年度中に設定すること。

6. 予備電源の調達方式

予備電源の候補となる電源の状態が個別に大きく異なることや、対象となり得る候補電源が限られている状況を踏まえ、個別電源の事情を考慮・評価しやすくするため、調達方式は事業者提案に基づく総合評価方式を基本とする。

価格以外の評価に当たっては、高経年火力が中心となる予備電源の特徴を考慮し、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすべく、技術的に最低限の条件²を満たしているかを確認する。

なお今回は、短期立ち上げ電源と長期立ち上げ電源を同一の区分として募集し、評価を行う。

応札価格の目安については、資源エネルギー庁が策定する予備電源制度ガイドラインを参照すること。

² 具体的な確認内容として、応札時点での設備状況（制度適用期間中に立ち上げプロセスに速やかに応募できるような休止状態の維持運用が見込めるための最低限の健全性）、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目が考えられる。

7. 予備電源維持運用者となる条件

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者であること。

8. 予備電源の補填金（電源入札等補填金）の交付条件

(1) 予備電源の補填金の対象費用

予備電源の補填金の対象費用は、休止措置（防錆措置等）と休止状態の維持に係る費用として、主に修繕費、固定資産税、事業税（収入割）、人件費、発電側課金、法人税、休止措置費、燃料関係費用³、事業報酬とする。

(2) 予備電源の補填金の支払い単位

契約電源単位の支払いとする。

(3) 支払額・スケジュール

支払額は制度適用月を年度単位で集約し、翌年度に一括で支払う。

9. 募集スケジュール

予備電源維持運用者の募集に係るスケジュールは以下のとおり。

2024年度夏頃	募集要綱の公表・応札
秋頃	応札電源の評価・監視
冬まで	予備電源維持運用者の決定・契約協議

10. その他

(1) 努力事項

予備電源維持運用者は以下の事項の達成に努めること。

- ・ 緊急時の立ち上げに関する要請に応じること
立ち上げプロセス以外に、緊急時の立ち上げに関する要請を受けた場合は、それに応じることを努力義務とする。要請に対して適切に連絡し、立ち上げに向けた検討や取組を行うように努めること。
- ・ 立ち上げプロセスへの応札価格は想定立ち上げコストと大きく乖離しないこと
立ち上げプロセスへの応札価格は、予備電源制度応札時点での想定立ち上げコストと大きく乖離しないこと。想定立ち上げコストを上回る価格での立ち上げプロセスへの応札が見込まれる場合、あらかじめ本機関に連絡を行うこと。

³ 短期立ち上げの予備電源（石油火力）に限り、立ち上げが決まってからの燃料の確保が難しい場合は、発電所等のタンクにあらかじめ必要最低限の燃料を保管しておくための燃料関係費用を対象費用として認める。